

第6回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和2年4月8日(水) 15:30～15:50

場所 県庁12階大会議室

本部長(知事) 開会挨拶

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国から、東京都などの7地域を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令された。

これにより、対象地域においては、外出自粛や、学校の休校、多くの人が集まる興行施設の利用制限などを要請することができるようになり、万が一の備えとして、法的根拠をもって、迅速な対応を行えるようになった。

本県は、緊急事態宣言の対象地域ではなく、昨日までに感染者2名が確認され、本日、午前の検査で1名、陽性と先ほど報告があったものの、他地域よりは感染者が少ない状況にあるが、対象地域への往来や対象地域からの来県・帰県によっても、感染者が増加することが懸念されるため、全国知事会宣言の趣旨を踏まえ、対象地域が更に拡大することのないよう、昨日、県民の皆様に対し、私からメッセージを出して感染拡大防止について、御理解と御協力をお願いしている。

各部局においては、感染拡大防止と県民の安全安心の確保に向け、あらゆることを想定して、万全の準備を行っていただきたい。

議題1 「緊急事態宣言について」

健康福祉部長から資料1に沿って説明

本部長発言

緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、県内での感染拡大防止に全力を挙げることはもちろん、県民の皆様が不安に思うことのないよう、引き続き、最新かつ正確な情報を提供するように努めてください。

議題2 「国の緊急経済対策について」

政策部長から資料2に沿って説明

本部長発言

国の「緊急経済対策」のうち特に、感染拡大防止や医療提供体制の整備、雇用の維持や地域の産業の事業継続に必要な事業はスピード感をもって、対応していかなければならない。

各部局においては、急ぎ情報収集のうえ、3月23日の本部会議で決定した「県の当面の緊急対策」も含め、本県に必要なもの、対応しなければならないものを漏れなく、早急に検討するよう、強くお願いする。

議題3「本県の対応について」

本部長から資料3及び資料4に沿って説明

健康福祉部長から資料5に沿って説明

総務部長から、対象地域にある東京事務所、大阪事務所の対応について報告

本部長発言

県民生活の安全・安心の確保を図るため、引き続き、県民の皆さんに対しては、正確な情報を提供するとともに、各部局においては、最新の情報の共有を図り、必要な対策について早急に検討を行ってください。